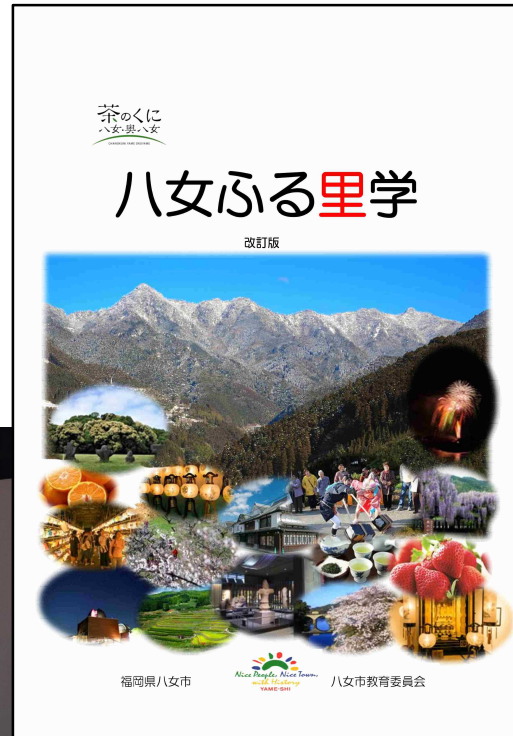


令和5年度

八女市の学校教育



【八女ふる里学】八女の自然、歴史、産業、まつり、郷土の先人などに関する学習を深めるための副読本として平成27年3月作成、令和3年3月改訂。八女のよさを見つけ、ふる里八女に対する誇りと愛情を育むことを目的とする授業を実施しています。

【八女市教育の日事業】子どもたちが、「八女ふる里学」でふる里の歴史や文化を学んだ成果等を発表する機会場の場となっています。

八女市教育委員会

八女市教育大綱

1 八女市総合計画の将来都市像（ビジョン）

ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女

2 教育の基本目標（基本目標）

教育分野の基本目標

ふるさとを愛する人づくり

3 教育目標（教育施策要綱中の八女市の教育目標）

本市は、教育行政を総合的に推進するために、次の4つを教育目標とします。

- 生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むまちをつくる
- 市民が生涯にわたって学び活躍をするまちをつくる
- 歴史と伝統に育まれた“八女文化”が生きるまちをつくる
- スポーツの力で、健康なまちをつくる

八女市教育の日を定める条例

平成16年3月 制定

（趣旨）

第1条 八女市民の教育に対する関心と理解を深め、本市教育の充実と発展を図るとともに、本市を愛しふるさとに誇りを持つ子ども達を育むために、八女市教育の日を設ける。

（八女市教育の日）

第2条 八女市教育の日は、11月5日とする。

（八女市教育週間）

第3条 八女市教育の日の趣旨にふさわしい取組を実施する期間として、11月1日から同月7日までの1週間を八女市教育週間とする。

（市の責務）

第4条 市は、前条の取組を推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、八女市教育の日及び八女市教育週間に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年度 八女市の学校教育

八女市教育委員会

1 八女市教育目標

- 生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むまちをつくる
- 市民が生涯にわたって学び活躍をするまちをつくる
- 歴史と伝統に育まれた“八女文化”が生きるまちをつくる
- スポーツの力で、健康なまちをつくる

※ 八女市の教育充実のために市長部局との連携を推進する。

2 具体的指針

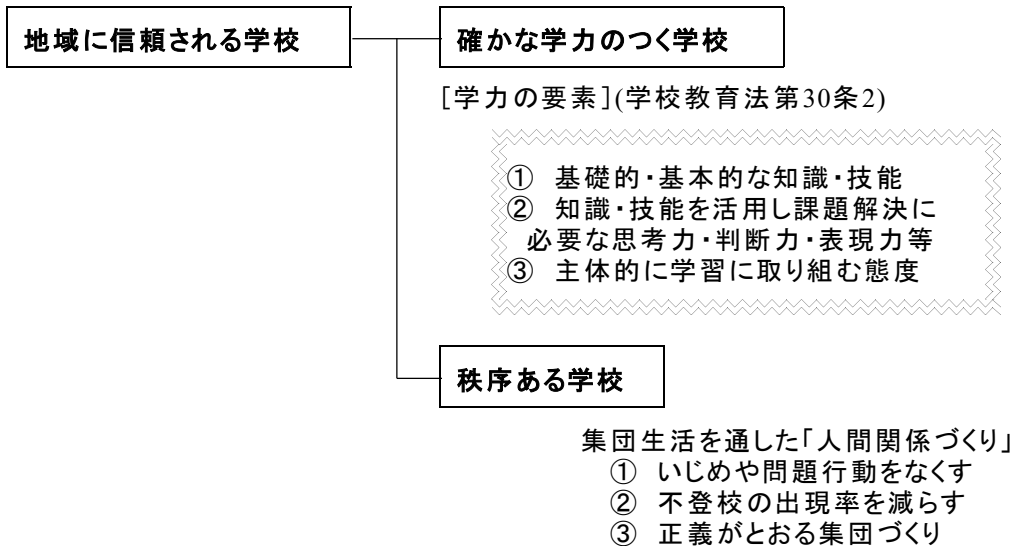
- 確かな学力の向上のための特色ある取組と家庭学習習慣の育成を図る。
- 小中連携・一貫教育の更なる推進を図る。
- 開かれた学校（「ひと・もの・こと」の活用と学校開放〔八女市教育週間〕）の推進を図る。

※ 総合教育会議において、教育問題等の対応について協議・調整に努める。

3 重点事項

(1) 「地域に信頼される学校」づくりに努める。そのためには、

- ① 県の重点課題でもあり、子どもや保護者の願いでもあり、さらには、八女市の特徴的な教育環境（私立校や県立校の「中学部」の存在）等をふまえ、「確かな学力のつく学校」づくりに努める。
- ② いじめをはじめとした問題行動や不登校の出現率を減らし、「秩序ある学校」づくりに努める。



(2) 「八女市を愛し、ふるさとに誇りを持つ子ども達」の育成に努める。そのためには、学校の授業のなかで、八女市の「よさ・素晴らしさ」について発達段階に応じ、また、学習内容に応じ学習（知ること・体験すること）することに努める。

具体的には、「八女ふる里学」（小学校）及び「八女茶学」（中学校）の継続的な充実に努める。

4 主な方針や施策等

(1) 「地域に信頼される学校」づくりに向けた指導・支援

- 確かな学力のつく学校づくりに向けた指導・支援及び環境整備
 - ・ 小学校における教科担任制実施の推進
 - ・ 指導主事による課題対応訪問等による各学校の実態に応じた具体的な指導・支援
 - ・ 学校教育指導計画を基にした学校経営、学校運営、教育課程編成等への具体的な指導・支援
 - 学力向上プラン、検証改善ロードマップを基にした学力の、同一母集団の経年向上に向けた取組への指導・支援
 - ・ 全国学力・学習状況調査、県学力調査、全国標準学力テスト、業者テスト等の結果分析と各学校への重点取組等に向けた指導・支援
 - ・ 学力向上推進拠点校指定事業(R5～R7福島中学校)
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善への指導・支援
 - ・ 外国語教育の推進と小中間の連携、ALTの活用及びオンライン交流授業の有効活用
 - ・ 学校評価の公表と学校経営改善への活用及び教育週間の学校公開
 - ・ 体力向上プランを基にした1校1取組運動充実のための指導・支援
 - ・ 八女市独自の少人数指導教員や学校司書などの効果的な配置と活用
 - GIGAスクール構想の実現に向けた授業改善とICT教育推進会議の充実、ICTサポーターによるハード面での学校支援
 - ・ 情報活用能力向上事業の成果と教材の活用への指導・支援
 - ・ タブレットの持ち帰りを見据えたオンライン・オフライン学習への指導・支援
 - ・ 情報活用能力向上事業における先進的取組に対する指導・助言(R4～R6上陽北 納学園)
 - 学校給食における食育の充実と地産地消の取組の充実
 - ・ 部活動指導員の配置促進
 - ・ 水泳授業業務委託事業の実施(R5～R7に配置終了)
 - ・ 子どもと向き合うための教職員の働き方改革の推進
 - ・ 学校事務職員の学校経営参画への推進
- 秩序ある学校づくりに向けた指導・支援
 - ・ 月例報告等による児童生徒の状況把握と各学校における生徒指導の取組への指導・支援
 - ・ SSWを活用した教育サポートセンター(教育相談室)の機能充実
 - ・ 「いじめ問題専門委員会」「いじめ問題対策連絡協議会」の定期開催
 - SCの積極的活用と教育相談室(SSWの活用)の機能を生かした不登校改善サポートへの指導・支援
 - 校内適応指導教室への指導・支援
 - ・ 「FF調査」を活用することによる児童生徒理解の推進
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の徹底によるいじめの早期発見・早期対応
 - ・ 適切な初期対応と改善へに向けた組織的な取組
 - ・ 福岡県道徳教育推進事業の実施(R5筑南中学校・筑南小学校)
- 小中連携教育・小中一貫教育の推進
 - ・ 中学校ブロック(義務教育9年間)の学校教育目標及び目指す子ども像の設定と社会に開かれた教育課程づくりへの指導・支援
 - ・ 市立中学校、義務教育学校(後期課程)への進学率の向上
 - ・ 義務教育9年間における系統的、連続的、発展的指導の計画と実践
 - ・ コミュニティ・スクール(学校運営協議会)による教育活動の活性化と、地域学校協働活動との連携、充実
 - 教育委員会研究指定委嘱の推進(R4～R5年度:西中学校ブロック)
- 特別支援教育の推進
 - ・ 特別支援教育支援員の効果的な配置と活用
 - 巡回相談・就学相談の充実
 - 個別の指導計画(特に自立活動)及び個別の教育支援計画の活用
 - ・ インクルーシブ教育及び合理的配慮の推進

(2) 「八女市を愛し、ふるさとに誇りを持つ子ども達」を育む取組

- ・ 改訂版「八女ふる里学」の教育課程への位置づけと探究的な学習の充実及び「八女市教育の日」での学習成果の発表
- ・ 「八女茶学」の活用及び碾き臼体験活動の実施

(3) 人権学習指導資料の有効活用及び検証

- 部落問題学習授業公開、いじめ問題学習授業公開の実施
- ・ 活用状況等の調査

(4) 検討施策

- 学習指導要領に対応する学習支援ソフトの活用
- 就学援助制度の充実
- 「スポーツ・健康づくり都市宣言」の趣旨の浸透
- 八女市の文化施設・文化遺産等の活用推進

教育サポートセンター

<教育研究所>

(1) 学習指導の力量向上と職務遂行能力の育成を図る研修事業の推進

- 【実践的な指導力向上】主題研究を実践的に学ぶ定例研修(附属久留米小中学校との連携)
- 【職の専門性の向上】専門的な技能や理念を学ぶ専門性向上研修
- 【授業力の向上】学習指導の基礎・基本を学ぶ授業力向上研修

(2) 八女市の教育課題の解決及び指導方法改善を図る調査研究事業の推進

- 改訂版「八女ふる里学」を活用した教育の推進
 - ・ 調査研究委員による冊子「八女ふる里学」を活用した授業の検証・改善
- ICT機器を活用した教育の推進
 - ・ 調査研究委員によるICT機器を活用した授業の検証・改善

(3) 教員のハラスメント相談に対応する相談事業の推進

- 教員のハラスメント相談業務の周知

(4) 市内学校の課題解決に向けた理論構築等への支援

<教育相談室・教育支援センター「あしたば」>

(1) 教育サポートセンターとしての機能充実

- ・ 教育相談室と教育支援センターの業務内容の分業と協業
- ・ 教育研究所や関係機関等との連携強化

(2) 「あしたば」通所生への学習支援の充実

- ・ 学校との連携による自主学習中心の個に応じた学習支援(タブレットの活用)
- ・ 小集団活動による自主性・協同性をはぐくむ体験活動の充実

(3) いじめや不登校等に関する教育相談活動の充実

- 各学校によるSC、SSWの活用
- ・ 学校やこども相談室「あおいとり」、社会福祉協議会、リーベル等関係機関との連携強化

5 確認事項

○ 感染症拡大防止対策について

- ・ 感染拡大防止のための基本的な生活様式の定着と環境整備の実施
- ・ 学びの保障のための適切な教育課程の管理と、ICT機器を活用した授業や会議の充実

○ 学校訪問

- ・ 教育事務所訪問は原則5年に1回
- ・ 教育委員会訪問は原則3年に1回(指定校発表会は訪問とみなす)
- ・ 指導主事等の課題対応訪問(年1~2回)

○ 行事等への参加

- 入学式、卒業式、運動会・体育大会は来賓として出席(感染症防止対応のため縮小開催の場合あり)
- ・ PTA総会は来賓対応しない。

6 学校目標指数

※値は「標準化得点」（八女市の平均正答数÷全国（県）の平均正答数×100）

※最終期待値は、教育施策要綱（令和3～7年度）の最終年度の期待値

目標指数	現状値 (R 4年度)	目標値 (R 5年度)	最終期待値 (R 7年度)
学力向上	小学校・義務教育学校前期 (東京書籍) <R 4年度6年生> 全国平均を100として 国 96.4 算 99.2	(東京書籍) <R 5年度6年生> 全国平均を100として 国 102.0 算 105.0	(東京書籍) <R 7年度6年生> 全国平均を100として 国 102.0 算 106.0
	(福岡県学力調査) <R 4年度5年生> 県平均を100として 国 93.7 算 95.8	(福岡県学力調査) <R 5年度5年生> 県平均を100として 国 100.0 算 100.0	(福岡県学力調査) <R 7年度5年生> 県平均を100として 国 102.0 算 102.0
	(全国学力・学習状況調査) <R 4年度6年生> 全国平均を100として 国 95.7 算 96.0	(全国学力・学習状況調査) <R 5年度6年生> 全国平均を100として 国 100.0 算 100.0	(全国学力・学習状況調査) <R 7年度6年生> 全国平均を100として 国 102.0 算 106.0
	中学校・義務教育学校後期 (福岡県学力調査) <R 4年度1年生> 県平均を100として 国 96.6 数 92.9	(福岡県学力調査) <R 5年度1年生> 県平均を100として 国 100.0 数 100.0	(福岡県学力調査) <R 7年度1年生> 県平均を100として 国 102.0 数 102.0
	(福岡県学力調査) <R 4年度2年生> 県平均を100として 国 97.3 数 96.0	(福岡県学力調査) <R 5年度2年生> 県平均を100として 国 100.0 数 100.0	(福岡県学力調査) <R 7年度2年生> 県平均を100として 国 102.0 数 102.0
	(全国学力・学習状況調査) <R 4年度3年生> 全国平均を100として 国 95.9 数 98.6	(全国学力・学習状況調査) <R 5年度3年生> 全国平均を100として 国 100.0 数 100.0	(全国学力・学習状況調査) <R 7年度3年生> 全国平均を100として 国 102.0 数 102.0
不登校	小学校 不登校出現率 1.6% 復帰へ向けた改善率 20.4%	不登校出現率 1.2% 復帰へ向けた改善率 25%	不登校出現率 1.0% 復帰へ向けた改善率 30.0%
	中学校 不登校出現率 6.7% 復帰へ向けた改善率 37.4%	不登校出現率 5.2% 復帰へ向けた改善率 50.0%	不登校出現率 5.0% 復帰へ向けた改善率 55.0%